

第三十一号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二東京都市計画篠崎駅西部地区地区整備計画区域の項中

住居街区 A	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したもの (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地地区画整理事業における仮換地指定前は十分の十とする。	十分の六とする。ただし、土地地区画整理事業における仮換地指定前は十分の五とする。	百m			
-----------	--	---	--	----	--	--	--

を

住居街区 A 2	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したもの (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地地区画整理事業における仮換地指定前は十分の十とする。	十分の六とする。ただし、土地地区画整理事業における仮換地指定前は十分の五とする。	百m			(一) 十六mとする。 (二) 法第十九条の規定は適用しない。
----------------	--	---	--	----	--	--	------------------------------------

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

東京都市計画篠崎駅西部地区地区整備計画区域の計画街区及び建築物の高さの最高限度の制限に係る規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。